

第18回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成23年7月4日(月)午後1時15分から午後2時50分まで

第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

第3 出席者

(委員)

柏村二三男, 小池隆, 小磯武男(委員長), 齋藤弘子, 錫谷達夫, 辺見俊彦,
松谷佳樹, 山崎捷子, 力丸美彦(五十音順, 敬称略)

(説明者)

大内事務局長, 中井川民事首席書記官, 川井刑事首席書記官, 青山総務課長

(庶務)

平塚総務課課長補佐, 渡邊総務課庶務係長

第4 議事等

1 開会(青山総務課長)

2 委員の交代

高世三郎委員長の異動に伴い小磯武男委員が4月7日付けで, 高橋文郎委員が
任期満了で退任し, 力丸美彦委員が6月15日付けで, それぞれ任命された旨説明。

3 委員長の選任

規則6条3項により委員長代理に指名されている松谷委員が, 委員長選任までの議
事を進行した。

規則6条1項に基づき互選により小磯武男委員が委員長に選任された。

4 新任委員の自己紹介

5 議事及び質疑応答等の要旨【●=委員長, ○=委員, ◎=説明者】

(1) 女性管理職員の登用の拡大について(齋藤弘子委員による講演)

意見交換

- 裁判所でもこれまで、母性保護の取り組みや男性の育児休業の取得促進に取り組んできたところである。最近ではワーク・ライフバランスに対する取り組みも行われているところである。現在の福島地方裁判所管内の状況について青山総務課長から説明をさせていただく。

(青山総務課長より説明)

福島地方裁判所管内の裁判官は30人であり、うち20パーセントにあたる6人が女性の裁判官である。一般職員の管理職員は51人であり、うち13.7パーセントにあたる7人が女性管理職である。福島地方裁判所管内での平成23年4月に採用された職員は9人であるが、うち5人が女性であり、半数を超えている。女性職員の採用が年々増えている状況であるが、女性管理職員は少ない状況である。現在、女性管理職員への登用が課題となっている。

- 病院では、看護師のほとんどが女性であるが、医師は女性が少ない。医大では学生の4割が女性である。個人的意見ではあるが、スタッフの多い職場は、必ずある程度の数、産休、育休をとるので、それを見込んで多めに採用すべきと考える。ただし、スタッフの少ない職場では難しいと思う。
- 県では、以前は、一般事務職員の育休の代替職員は、臨時事務補助員であり、事務分掌がはっきりしないとか、出張もできない等責任のある仕事を任せられない状態であった。その後、任期付き職員を採用する制度が発足し、責任ある仕事を任せられるようになった。任期付き職員採用試験全体としては応募者はあるが、特定の資格を必要とする職種についての応募が少なく、確保が難しい場合がある。なお、任期付き職員といっても、女性が休んだから女性を採用するわけではない。
- スウェーデンの事情を聞くと、ほとんど男女が同じように働くことができる職場を作っている。日本は、男社会に無理矢理制度を導入しているので、平等だといわれても、職場では男性と同じ働き方を要求され、家庭では、昔の女性の仕事をしていくのは至難の業である。男女共同参画推進制度を本物にして

いくためには、もう一度、暫定的ではなく、根本的な職場環境の見直しをしていかないと、中々制度が実現されないのではないかと。

- 根本的な見直しを行うには、まずは、意識改革が大事である。我々自身が変わらなくてはならない。
- 家庭内の意識、職場の中の意識を変えていく必要がある。かつてお茶くみ反対運動から始まったように、小さいところから見直していく必要がある。現状を知れば知るほど、中々進まないなと思っている。日本はこれから男女同じ条件で働くようにしないと労働力が足りなくなってしまう。
- その意見には賛同できる。家事も育児も家庭に任せきりで残業ばかりしているというような男性管理職員のライフスタイルを変えないと、女性管理職員の登用も、増えないと思う。
- 今回の震災についても、県の災害担当の女性主任主査と一緒に夜中まで仕事をした。昔から見るとずいぶん変わってきていると感じている。また、我々が子育てをした時代とは変わってきて、今の若い男性職員は、子供の授業参観で休みますとか、ごく普通に職場で言えるような文化になった。我々の世代は、参観日で男性が休むということは、まずあり得なかったが、今では、入学式や卒業式には、両親と一緒に出席するなど、だいぶ変わってきたし、働きやすくなってきたと思っている。
- 若い男性の育休取得が増えているように、結構、育児に協力的な男性が増えてきているとは思っている。
- 女性管理職員になると、仕事が厳しく、残業が多いという見方もあるようである。女性の視点で見た考え方や、女性を管理職員にすることによって組織がうまくいく、会社がうまくいくという期待もある。そういう視点で登用することが多くなってきているようだ。女性は、男性に見えないところが見えるという点を活用するのが企業や組織としては重要であり、その職場職場で、女性を登用する目的をハッキリしたら、もっと良くなると思う。

- 2009年に国連で開催された日本レポートで、男女平等がどこまで進捗しているのかという会議を傍聴する機会があった。そこでは、日本がこれだけ経済発展したのに、どうして女性の地位が低く、登用できないのかが話題となり、「ポジティブアクション」つまり、同じ力なら男性より女性を採用すべきであり、「クォーター制」により30パーセント以上は必ず女性を採用すべしという勧告を受けている。
- (2) 震災後の裁判員候補者に対する配慮等について(川井刑事首席書記官から説明)

意見交換

- 郡山支部で裁判員裁判が再開されたとき、原発周辺の避難区域の方々に対しては、どのような配慮がなされるのか。
 - ◎ 先ほど本庁の裁判員裁判について説明したのと同様に、裁判体の判断で、裁判への呼出しを行わないことになろう。
 - 福島地裁では、庁舎新営工事で駐車場が狭くなっているが、地方都市の場合、交通手段が自家用車以外ありえないので、裁判員候補者用の駐車場の確保に配慮していただきたい。
 - ◎ これまでの駐車台数の実績から数値をとっているが、満車になった状況はなく、若干余裕をもっている状態である。また、裁判員候補者用として別枠で駐車場所を準備しており、明日、震災後初めて行う裁判員選任手続期日でもそのようにする予定である。
- (3) 被災者の司法に対するニーズの把握について(大内事務局長から説明)

意見交換

- 裁判所では、具体的な事柄についてニーズを把握したのではなくて、避難所では抽象的にニーズがあるのではないかとということやってみたということか。
- ◎ 震災後の事件の動向は認識しているが、被災者・避難者の生活が一定程度安定してくるのが半年後くらいだろうと裁判所の中では聞いていたので、若

干早めに相談のニーズがあるだろうと考え、震災後2か月の時点で避難所を回ってみた。

- 被災者には、現時点ではまだ手続相談・申立てのニーズがないという情報をキャッチし、今後、裁判所としてどのような取組みを考えているのか。
- ◎ 5月16日、17日の段階で、いわき支部及び相馬支部の電話相談の状況を確認している。今後の取組みとして検討しているのは、地裁、家裁、簡裁の相談窓口を一つにするなど、相談を受けやすい態勢をつくることと、あと6か月すると事件が増えることが予想されるから、被災地を管轄する支部・簡裁に対して人的援助をしようと考えている。
- 阪神淡路の震災のときはどうだったのか。
- ◎ 今回の震災と大きく違うのは、阪神淡路では都市部の被害が大きい都市型の震災であり、事件の傾向も違って、借地借家関係の調停や訴訟が多かった。今回の被害は広域であり、しかも沿岸部に集中しており、人口密度は高くなく、持ち家が多いので、阪神淡路のときとは違うと考えている。
- 事件が半年後から増えると予想しているのはなぜか。
- ◎ 先日、弁護士会で開いた相談会に3,000人くらい集まったと聞いている。家裁では、遺産分割や不在者財産管理人選任の事件が沿岸部で昨年より増加している。
- 被災者は、茫然自失期間、助け合い期間、利己的期間、復興期間と移っていくと聞いているが、今は助け合い期間から利己的期間になってきていると感じる。
- ◎ 今後は、会社の破産が増えるだろうと思われ、会社がだめになることで労働関係の事件が増えるであろう。そのところで裁判所が対応しようと考えている。
- 県民の思いと状況を踏まえて、公務を行っていきたい。県民の今の状況やニーズとずれたところで考えていると、そぐわなくなり、県民から実情を見ていな

いと誹られることになる。裁判所では、触覚を伸ばして具体的ニーズを読み取るだけの情報があったのか、今後どうするのかを知りたいと思った。自分の仕事はやりましたというのではなくて、臨機応変な対応をとらないといけない。

- ◎ 避難所に行った後も災害対策本部には継続的に情報を取りに行っている。
- 避難所を回って相談業務を行っていたが、若干の時間をおいてこれから事件が多くなる予感を感じている。今のところは3か月ちょっとなので、相談も具体的ではなく、人生相談に近いものであるが、悩み事を一つ一つ突き詰めていくと、破産に行き着くものが多い。今までの枠にとらわれず、一般人から見れば地裁、家裁、簡裁も同じ裁判所なのだから、手続案内や電話相談の窓口の一本化も考えて欲しい。被災者、特に男性は日中は仕事をしているので、場合によっては、時間外に利用できる窓口の開設を検討していただければと思う。
- 避難所では、自分の目の前のことで精一杯の状況である。まさに今、アパートや仮設住宅へ入って自分自身を見つめ直す時期になる。避難所では情報量が多すぎるといわれ、壁に貼ってあるものが目に入らないし、中々読めない状況のようである。県では、被災者の皆様へという冊子を一戸一戸手渡しで配っているが、民間アパートに行った際には、個人情報への壁があり、難しいと感じた。我々が発信したい情報と被災者が欲しい情報をどうつなぐかが課題である。その窓口は、やはり市町村窓口しかないので、そことの連携が必要であると感じている。
- 調停協会としては、まだ、出かけて行つての相談は行っていないが、被災者から調停の申立てがあった場合にどう対応するのかを9月の運営協議会で協議する予定であるし、7月12日にも研修を実施する予定である。被災された方々を当事者とする調停事件にどう取り組んでいくのか、相当心が痛んでいであろう方々の心に思いをいたした姿勢で話を聞くということになろう。

6 次回テーマ等について

次回は、「福島地裁管内の裁判員裁判の実施状況」等とすることです承された。

7 次回の予定等について

次回開催期日を平成24年2月6日(月)午後1時15分とすることです承された。

6 閉会